

令和8年6月12日

太陽光発電設備導入事業(PPA方式)に関する質問の回答について

(教育施設課)

質問	回答
「※運転期間中の県の負担額見込み（現行との比較）をしめすこと。」とありますが、県として比較するための単価はありますか。もしくは、要項9資料の縦覧に掲載の「イ電力料金の現状単価」（基本料金除く）との比較でよろしいですか。	電力料金の現状単価と比較で問題ありません。
「事業者が静岡県内……控除額を補助金相当分の4/5とすることができる」とありますが、具体的にはどういう意味ですか。補助金相当分が減額されるような意味ですか。可能であればご教示をお願いします。	整備費用の1/2が補助金として交付されます。その分を控除した費用からPPA単価を算出しますが、静岡県内に本社を置く企業の場合、整備費用の1/2のうちの4/5を控除した費用をPPA単価の算出の際に加算できます。
今回事業の補助金（交付金）の要項など、開示いただけるものがあればご教示をお願いいたします。特に、補助金申請のためには、蓄電池の設置が必須となりますか。また、非常時対応としてPCSの自立運転機能および自立型コンセントを設置する提案は、仕様を満たすものとして認められますか。	補助金要綱については準備でき次第通知いたします。 令和8年度静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業(PPA方式)仕様書の2事業概要にあるとおりです。
設計仕様を決めていく過程で、施設の電気主任技術者様へのご協議は可能でしょうか。可能であれば、窓口等をお知らせいただきたい。	協議可能です。 窓口については学校を通じてお知らせいたします。
「太陽光発電設備と建物躯体の接合部で、防水層等を破損しないための設置方法を記載すること。」とありますが、太陽光用基礎へのアンカー打設を伴う架台固定を予定しています。 アンカー打設部については防水補修を実施する計画ですが、本施工方法で問題ないですか。	施工方法について防水機能が確保されていれば問題ありません。 なお、令和8年度静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業(PPA方式)仕様書3(2)工事等に係る留意事項を遵守して施工してください。
本事業実施体制に、「建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士」とあり	一級建築士を要件とします。なお、構造設計一級建築士を受験するためには、一級建築

<p>ますが、資格として「構造設計一級建築士」でも資格を有する者としての要件を満たしますか。</p>	<p>士の免許を有していることが必須条件となっています。</p>
<p>荷揚げ作業における曜日指定はございますでしょうか。</p>	<p>学校の授業や行事等に影響が出る場合は作業ができないため、契約後に学校と協議してください。</p>
<p>停電作業が発生するが曜日並びに時間の指定はございますでしょうか。</p>	<p>学校の授業や行事等に影響が出る場合は作業ができないため、契約後に学校と協議してください。</p>
<p>設置対象場所について、管理教室棟の屋根上に設置可能でしょうか。 可能な場合、屋根材に関する資料の提供は可能でしょうか。</p>	<p>今回の工事については特別教室棟の屋上のみです。</p>
<p>評価項目業務実績について、リース方式での太陽光発電設備導入に係る施工実績及び維持管理実績は認められますでしょうか。</p>	<p>評価項目の業務実績はリース方式でも認められます。</p>
<p>補助金を使って構築するにあたり、公募～工事の間で、物品調達のスケジュール影響を踏まえ、機器の変更をすることは可能でしょうか。</p>	<p>補助金の要綱を満たしていれば機器の変更は可能です。</p>
<p>野球ボールなど想定される飛来物に対して効果的な対策を提案しているかとありますが、過去の飛球範囲を教えてくださいことは可能でしょうか。</p>	<p>縦覧資料の配置図から飛来物に対して想定される効果的な対策について提案をお願いします。</p>
<p>電気料金単価とありますが、電気料金単価＝電気料金総額(税抜き)÷使用電力量(kWh)</p>	<p>縦覧資料の電気料金単価をご覧ください。</p>
<p>共同事業体について教えてください。必ず体制としてJVを組む必要がありますか。それとも連携体勢のメンバー企業に4参加資格(1)～(4)の資格を有しているものがあることで満たしていただけますでしょうか。</p>	<p>令和8年度 静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業(PPA方式)に関する企画提案募集要項の4参加資格によります。</p>
<p>工事施工期間中は学校内のトイレをお借りすることは可能でしょうか。不可の場合、施設費を算出する可能性があるため。</p>	<p>トイレを使用する際は管理教室棟の1階来客用トイレを使用してください。</p>

<p>屋上作業をする際、屋上までの動線について、作業員が校舎内を行き来してもよろしいでしょうか。不可の場合、足場構築の費用を算出する必要があるため。</p>	<p>校内の移動は可能です。契約後に学校と協議のうえ、動線を検討願います。</p>
<p>参加表明書について、共同事業体で参加する場合においても本様式に記載する社名については1社分でもよろしいでしょうか。</p>	<p>代表の会社を記載してもらえれば支障ありません。</p>
<p>発電量見える化を行うため、学校に整備されたインターネット網を使用することは可能か</p>	<p>可能です。</p>
<p>発電量見える化を行うため、学校に整備されたモニター等を利用させていただくことは可能か</p>	<p>モニター等を設置するなど新しく整備してください。</p>
<p>発電量見える化を行うため、学校に整備されたモニター等を利用不可の場合、事業者側で設置する表示用機材の動作保証はメーカー保証期間内で良いでしょうか。</p>	<p>メーカー保証期間内で支障ありません。</p>
<p>参加資格要件について、 (3) 本事業と類似するPPA方式による太陽光発電設備の事業履行実績とありますが、契約実績のみ（R8.10月運転開始）でも参加資格は認められますでしょうか。</p>	<p>契約実績のみでは認められません。</p>